

以テ度々射テ、己ヨ今ヨリ此ル態ナセソト云テ、不殺シテ放タリケレバ、否不歩ナリケレドモ、漸ク逃テ去ニケリ、然テゾ此ノ瀧口前ニ被謀テ、鳥部野ニ行タリシ事共委ク語ケル、其ノ後十餘日許有テ、此ノ瀧口尙試ムト思テ、馬ニ乗テ高陽川ニ行タリケレバ、前ノ女ノ童吉ク病タル者ノ氣色ニテ、川邊ニ立チタリケレバ、瀧口前ノ様ニ此ノ馬ノ尻ニ乗レ、和兒ト云ケレバ、女ノ童乗ラムトハ思ヘドモ、焼給フガ難堪ケレバト云テ失ニケリ、人謀ラムト爲ル程ニ糸辛キ目見タル狐也カシ、此ノ事ハ近キ事ナルベシ、奇異ノ事ナレバ語リ傳ヘタル也、此ヲ思フニ狐ハ人ノ形ト變ズル事ハ、昔ヨリ常ノ事也、然レドモ此レハ揭焉ク謀テ鳥部野マデモ將行タル也、然ルニテハ何ト後ノ度ハ車モ无ク道モ不違ザリケルニカ、人ノ心ニ依テ翔ナメリトゾ人疑ヒケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔宇治拾遺物語^三〕今はむかし、甲斐國に、たちの侍なりけるもの、夕ぐれに館をいで、家ざまに行ける道に、狐のおひたりけるを、追かけて引目してゐければ、きつねの腰に射あて、けり、きつねのまろばかされて、鳴わびてこしを引つ、草に入にけり、此おとこひきめをとりてゆくほどに、このきつねこしをひきてさきにたちて行に、又ゐんとすればうせにけり、家いま四五町にとみえて行ほどに、このきつね二町計さきだちて火をくはへて走ければ、火をくはへてはしるは、いかなることぞとて、馬をもはしらせけれども、家のもとに走よりて人になりて、火を家につけてけり、人のつくるにこそありけれとて、矢をはげて走らせけれども、つけはてければ、きつねになりて、草の中にはしり入てうせにけり、さて家焼にけり、かゝるものも、たちまちにあだをむくふなり、これをき、て、かやうのものをば、かまへててうすまじきなり、

〔宇治拾遺物語^四〕むかし物のけわづらひし所に、物のけわたし、ほどに、もの、け物につきていふやう、をのれはた、りのもの、けにても侍らず、うかれてまかりとをりつるきつねなり、塚屋